

資産運用立国の実現と証券取引等監視委員会の活動

証券取引等監視委員会
事務局長 井上 俊剛

2024（令和6）年5月31日
一般社団法人 日本投資顧問業協会 講演資料

目 次

I. 資産運用立国の実現	・ ・ ・ P3
・ 資産運用立国のコンセプト等	・ ・ ・ P4
・ 金融商品取引法等の改正	・ ・ ・ P6
・ コーポレートガバナンス改革等	・ ・ ・ P9
 II. 証券取引等監視委員会の活動	 ・ ・ ・ P13
・ 証券取引等監視委員会 中期活動方針（第11期）	・ ・ ・ P14
・ 最近の勧告事案等	・ ・ ・ P16

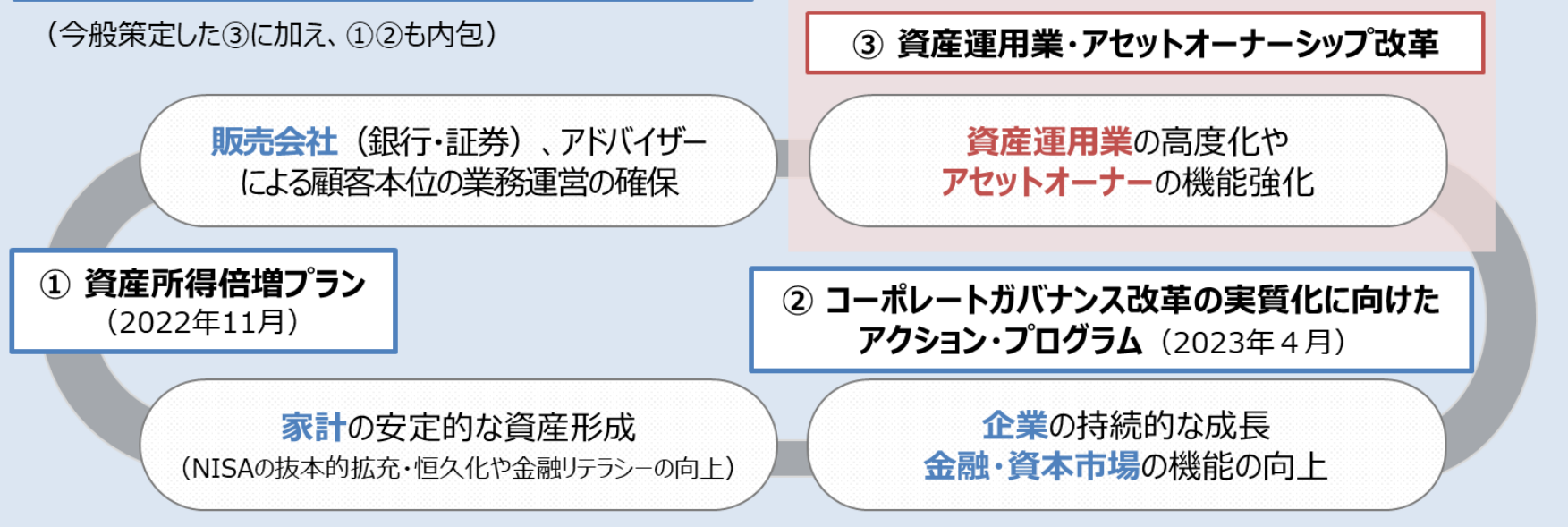
I . 資産運用立国の実現

資産運用立国のコンセプト

- 「**成長と分配の好循環**」を実現し、我が国経済の成長と国民の資産所得の増加につなげていく。
 - 家計が、安定的な資産形成に向け、より多くの資金を貯蓄から投資に向ける。
 - 企業が、その資金を成長投資に回し、企業価値を向上させる。
 - その恩恵が資産所得という形で家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる。
- このため、**家計**、金融商品の**販売会社**、**企業**、**資産運用会社**、**アセットオーナー**など、投資に関与する各主体をターゲットとした取組を進めていく（各主体に向けた取組全体が**資産運用立国**に向けた取組）。

資産運用立国実現プラン（2023年12月13日）

（今般策定した③に加え、①②も内包）



資産運用立国実現プラン（2023年12月）主な施策の進捗状況と今後の予定

資産運用業の改革

（2024年5月31日現在）

① 大手金融グループにおける運用力向上等のためのプランの策定・公表	● これまでに16のグループ等がプランを公表
② 金融・資産運用特区の創設	● 対象地域となることを希望する自治体から提案を募集。東京・大阪・福岡・札幌から提案を受領 ● 規制改革事項について関係省庁と協議を進め、国家戦略特区諮問会議等に諮りつつ、自治体の取組等を含む特区のパッケージを6月に公表予定
③ 新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）の実施	● 複数の金融グループが新興運用業者への資金供給拡大を表明 ● 新規参入促進に向け、規制緩和等を行うための改正法が成立（5/15） ※ 運用業者のミドル・バックオフィス業務の外部委託等による規制緩和。

アセットオーナーシップの改革

④ アセットオーナーに係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）の策定	● 本年夏の策定へ向け、実務的な検討を行う作業部会を資産運用立国分科会の下に設置（3/7）
⑤ 企業年金の改革（運用力の向上、加入者のための運用の見える化の充実など）	● 厚労省審議会等にて具体策を議論。「見える化」の具体策等については、次期年金制度改正に関する結論と併せて（本年末）結論を得る予定。

対外情報発信・コミュニケーションの強化

⑥ （世界の資産運用会社等のニーズに沿って改革を進めていくための）資産運用フォーラムの立ち上げ	● フォーラムの活動内容等を検討するための準備委員会を設立（昨年12月） ● 本年秋に「Japan Weeks」を開催し、その中で「資産運用フォーラム」を立ち上げるべく、準備 ※ Japan Weeksのコアウィーク：9/30～10/4
---	---

金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律の概要

(2024年5月15日成立、5月22日公布)

我が国資本市場の活性化に向けて、資産運用の高度化・多様化及び企業と投資家の対話の促進を図りつつ、市場の透明性・公正性を確保するため、「投資運用業」、「大量保有報告」、「公開買付」等に関する制度を整備

資産運用の高度化・多様化

新規参入促進を通じた資産運用の高度化・多様化によって、家計を含む投資家へのリターンや企業価値の向上、スタートアップの活性化を図るため、以下の取組を実施

投資運用業者の参入促進

- 投資運用業者からミドル・バックオフィス業務(法令遵守、計理等)を受託する事業者の任意の登録制度を創設。当該登録業者に業務を委託する投資運用業者の登録要件(人的構成)を緩和
- 分業化が進む欧米と同様に、投資運用業者がファンド運営機能(企画・立案)に特化し、様々な運用業者へ運用(投資実行)を委託できるよう、運用(投資実行)権限の全部委託を可能とする

非上場有価証券の流通活性化

- スタートアップ等が発行する非上場有価証券の仲介業務への新規参入を促進し、その流通を活性化させるため、非上場有価証券について、
 - ・ プロ投資家(特定投資家)を対象とし、原則として金銭等の預託を受けない場合は、第一種金融商品取引業の登録要件を緩和
 - ・ 私設取引システム(PTS)(注)について、取引規模が限定的な場合は、認可を要せず、第一種金融商品取引業の登録により運営可能とする

(注)PTS(Proprietary Trading System)とは、電子的技術を活用して取引の仲介サービスを提供する取引システム

企業と投資家の建設的な対話の促進

企業と投資家の建設的な対話の促進によって、中長期的な企業価値の向上を促すため、以下の取組を実施

大量保有報告制度の対象明確化

大量保有報告制度:発行済株式数の5%を超えて上場株式等を保有する場合に開示を求めるもの

- 保有割合の合算対象となる「共同保有者」の範囲を明確化(企業支配権等に関しない機関投資家間の継続的でない合意を適用除外として明記)

資本市場の透明性・公正性の確保

資本市場の一層の透明性・公正性を確保すべく、以下の取組を実施

公開買付制度の対象取引の拡大

公開買付制度:一定割合を超える上場株式等の買付けに対し、事前の買付目的等の開示を求め、全株主に平等な売却機会を与えるもの

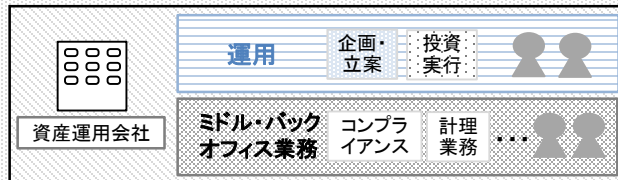
- 市場外取引だけでなく、市場内取引(立会内)も適用対象とする
- 公開買付を要する所有割合を議決権の3分の1から30%に引下げ

投資運用業者の参入促進

課題と対応

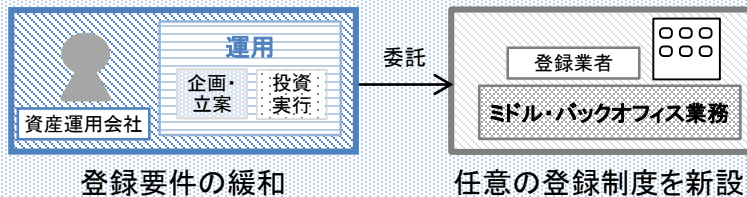
- 登録に当たり、運用人材の確保に加え、ミドル・バックオフィス業務の人材も確保する負担大

課題



「ミドル・バックオフィス業務」の委託に係る制度整備

対応



ミドル・バックオフィス業務に係る業の創設と
投資運用業の登録要件緩和

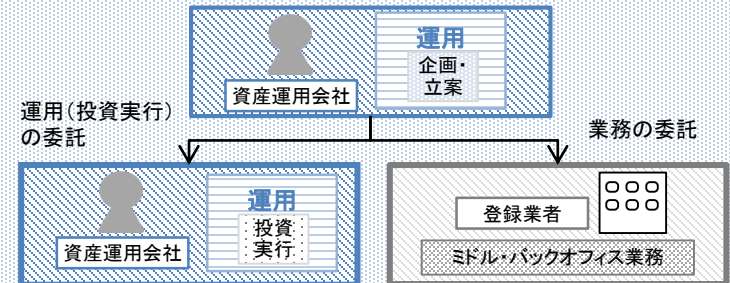
- 投資運用業者から**ミドル・バックオフィス業務**（法令遵守、計理等）を受託する事業者の任意の登録制度を創設。行為規制（善管注意義務等）等を適用し、当局により直接モニタリング
【改正金商法第66条の71等】
- 当該登録業者に委託した場合には、**投資運用業の登録要件を緩和**（人的な体制の整備）【改正金商法第29条の4第1項第1号の2等】
- 投資運用業者が金銭等の**預託を受けない場合は、資本金要件を引下げ**（5000万円→例えば1000万円）【政令改正事項】。そのため、投資運用業の登録時に**預託の有無の記載**を義務付け
【改正金商法第29条の2第1項第5号の2】

- 分業化が進展する欧米では、更に、運用の企画・立案をする業者がファンドの運営機能に特化し、運用（投資実行）を全部委託する形態が一般的

日本の現行法

ファンドの運営機能（企画・立案）に特化することは不可

ファンドの運営機能（企画・立案）への特化を可能とする



運用（投資実行）権限の全部委託を可能とする

- 投資運用業者が、ファンドの運営機能（企画・立案）に特化し、様々な運用業者へ運用（投資実行）を委託できるよう、**運用（投資実行）権限の全部委託を可能**とする
【改正金商法第42条の3第2項、改正投信法第12条等】
- 運用（投資実行）権限を委託する場合には、委託元（ファンドの企画・立案をする投資運用業者）が運用の対象や方針を決定し、委託先を管理することを義務付け
【改正金商法第42条の3第2項】

改正事項

大量保有報告制度における「共同保有者」の範囲の明確化

□ 企業と投資家の建設的な対話の促進により、中長期的な企業価値向上を促すため、「共同保有者」の範囲を明確化

課題と対応

課題

- 投資家には、個別企業に対する深い理解に基づき、企業と対話(エンゲージメント)することが求められる中、協働エンゲージメント(※)の積極的活用により、質的・量的なリソース不足を補い、対話の実効性を高めることが重要

※ 複数の投資家が協調して個別の投資先企業に対し特定のテーマについて対話を行うこと

- しかし、大量保有報告制度における「共同保有者」(※)の範囲が法令上不明確であることが、協働エンゲージメントの支障となっているとの指摘がある

※ 複数の投資家(投資家A■%、投資家B□%)が「共同保有者」(=共同して株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している者)に該当すると、合算した保有割合(■%+□%)が5%超となれば、大量保有報告書の提出が求められる

対応

- 中長期的な企業価値向上に資する協働エンゲージメントを促進する観点から、法令により「共同保有者」の範囲を明確化する



「共同保有者」の範囲の明確化

- 複数の投資家が「経営に重大な影響を与えるような合意」を行わない(※)限り、「共同保有者」に該当しないことを明確化

【改正金商法第27条の23第5項】

※ 配当方針や資本政策の変更といった、企業支配権に直接関係しない提案を共同して行う場合等を想定

(参考)他方、複数の投資家による潜脱的な報告書不提出など、市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、役員兼任関係や資金提供関係など、一定の外形的事実がある場合に「共同保有者」とみなす規定を整備する予定[政令改正事項]

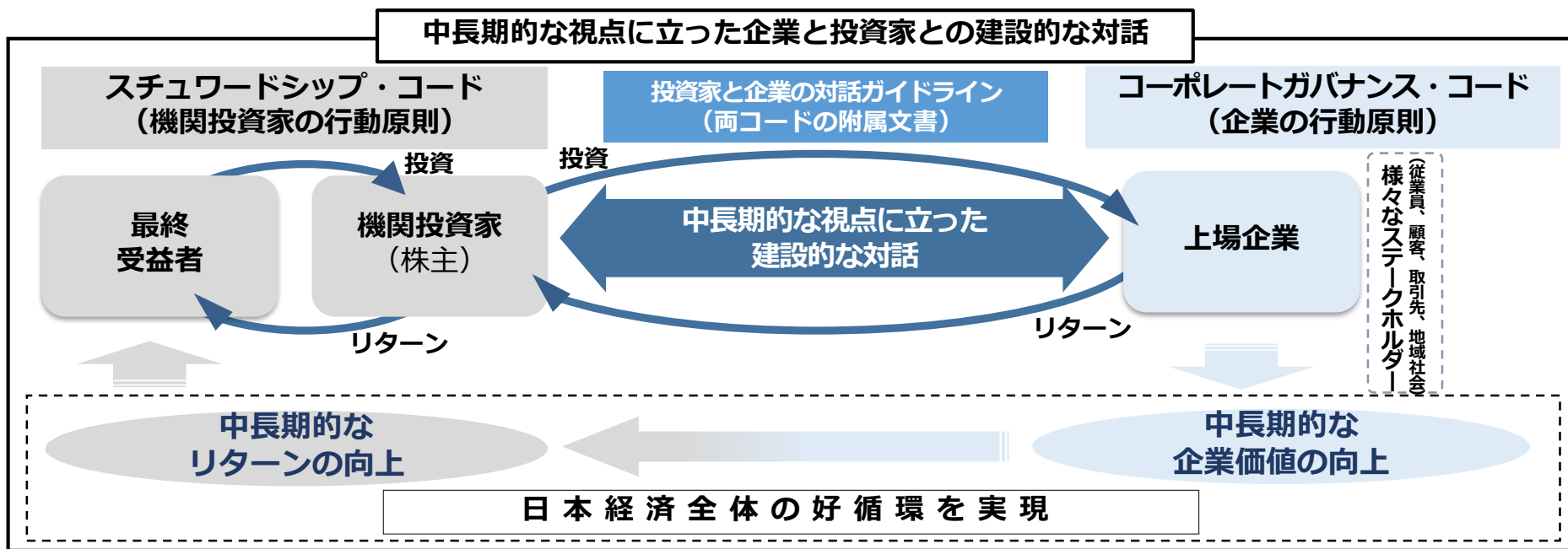
改正事項

コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み

□ 成長戦略の一環として、

- 「**スチュワードシップ・コード**」を策定（2014年2月策定・2017年5月改訂・2020年3月再改訂）
⇒ **機関投資家（年金基金やその委託を受けた運用機関等）**に対して、企業との対話を行い、**中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すこと**を求める行動原則。
- 「**コーポレートガバナンス・コード**」を策定（2015年6月適用開始・2018年6月改訂、2021年6月再改訂）
⇒ **上場企業**に対して、**幅広いステークホルダー（株主、従業員、顧客、取引先、地域社会等）**と適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、**中長期的な収益力の改善を図ること**を求める行動原則。



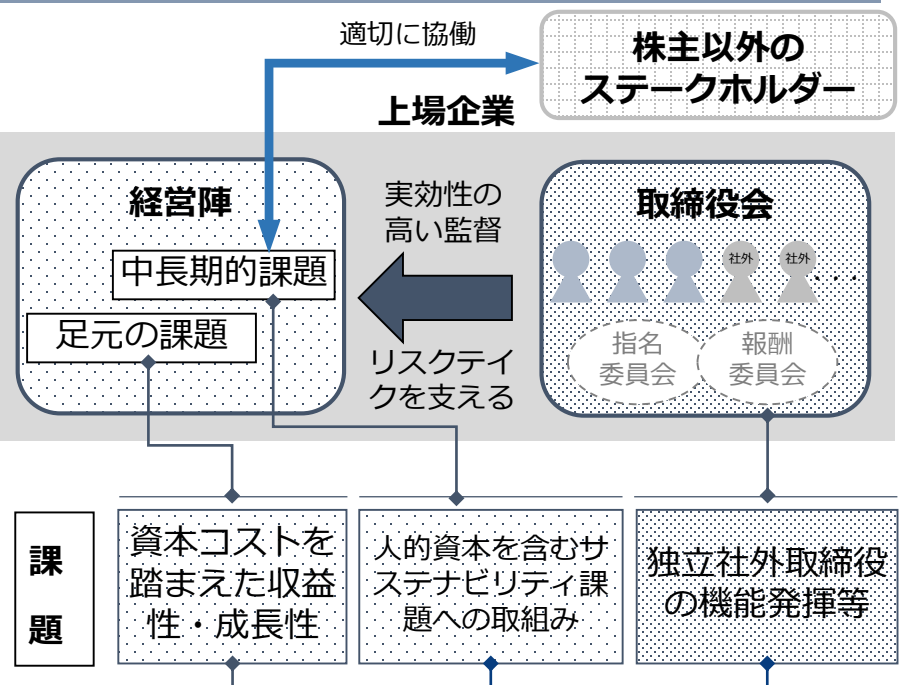
コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 概要①

- スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、アクション・プログラムとして取りまとめ（2023年4月26日公表）。

今後の取組みに向けた考え方

- ・ コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、企業と投資家の建設的な対話の促進や、企業と投資家の自律的な意識改革の促進を主眼とする
- ・ 各コードの改訂時期については、必ずしも従前の見直しサイクルにとらわれることなく、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、その進捗状況を踏まえて適時に検討する

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題



具体的な取組み内容

A) 収益性と成長性を意識した経営

資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）を促進する。

B) サステナビリティを意識した経営

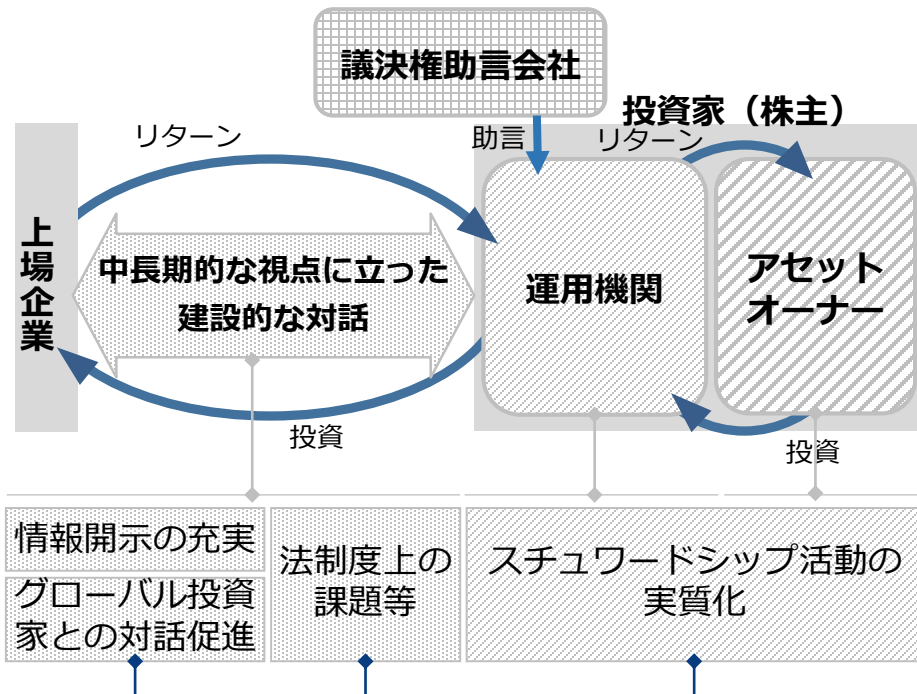
サステナビリティ開示の好事例集の公表等を通じて、サステナビリティ課題への取組みを促進する。
女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の実組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

C) 独立社外取締役の機能発揮等

取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する実態調査・公表や、独立社外取締役への啓発活動等を通じて、更なる機能発揮を促進する。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 概要②

2. 企業と投資家との対話に係る課題



具体的な取り組み内容

A) スチュワードシップ活動の実質化

◆ スチュワードシップ活動における課題（リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等）の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。

B) 対話の基礎となる情報開示の充実

◆ 対話状況の開示や、エクスプレインの好事例・不十分な事例の明示に取り組む。
◆ 投資家が必要とする情報を株主総会前に提供する方策や、投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開示を促進する方策について検討を進める。

C) グローバル投資家との対話促進

◆ グローバル投資家の期待に自律的・積極的に応える企業群の見える化や、英文開示の更なる拡充を通じて、グローバル投資家との対話を促進する。

D) 法制度上の課題の解決

◆ 大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

E) 市場環境上の課題の解決

◆ 従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進めるとともに、政策保有株式の縮減の進捗をフォローアップし、必要に応じて更なる検討を進める。

スチュワードシップ活動の実質化における課題及び今後の方向性(案)

- 2024年4月18日に開催されたスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、アクション・プログラムで掲げた施策の主な取組みに関するフォローアップと今後の方向性(案)が示された。
- スチュワードシップ活動の実質化における課題及び今後の方向性(案)は以下のとおり。

課題

- ・ チェックボックスを埋めるような形式的な対話が行われており、投資先の深い理解に基づく建設的な目的を持った対話や、双方向の対話が行われていないとの指摘がある。協働エンゲージメントについても、単に協働するのみならず、テーマを絞った意味のある対話が行われることが重要。
- ・ また、対話の担当部門、議決権行使の担当部門、運用部門等が分離しており十分な連携が図られていないなど、対話と議決権行使を一体とした実効的なエンゲージメントが行われていない。
- ・ そもそもスチュワードシップ・コードへの対応についてはその遵守状況が確認されていないため、実際の取組みを点検することが必要。

今後の方向性(案)

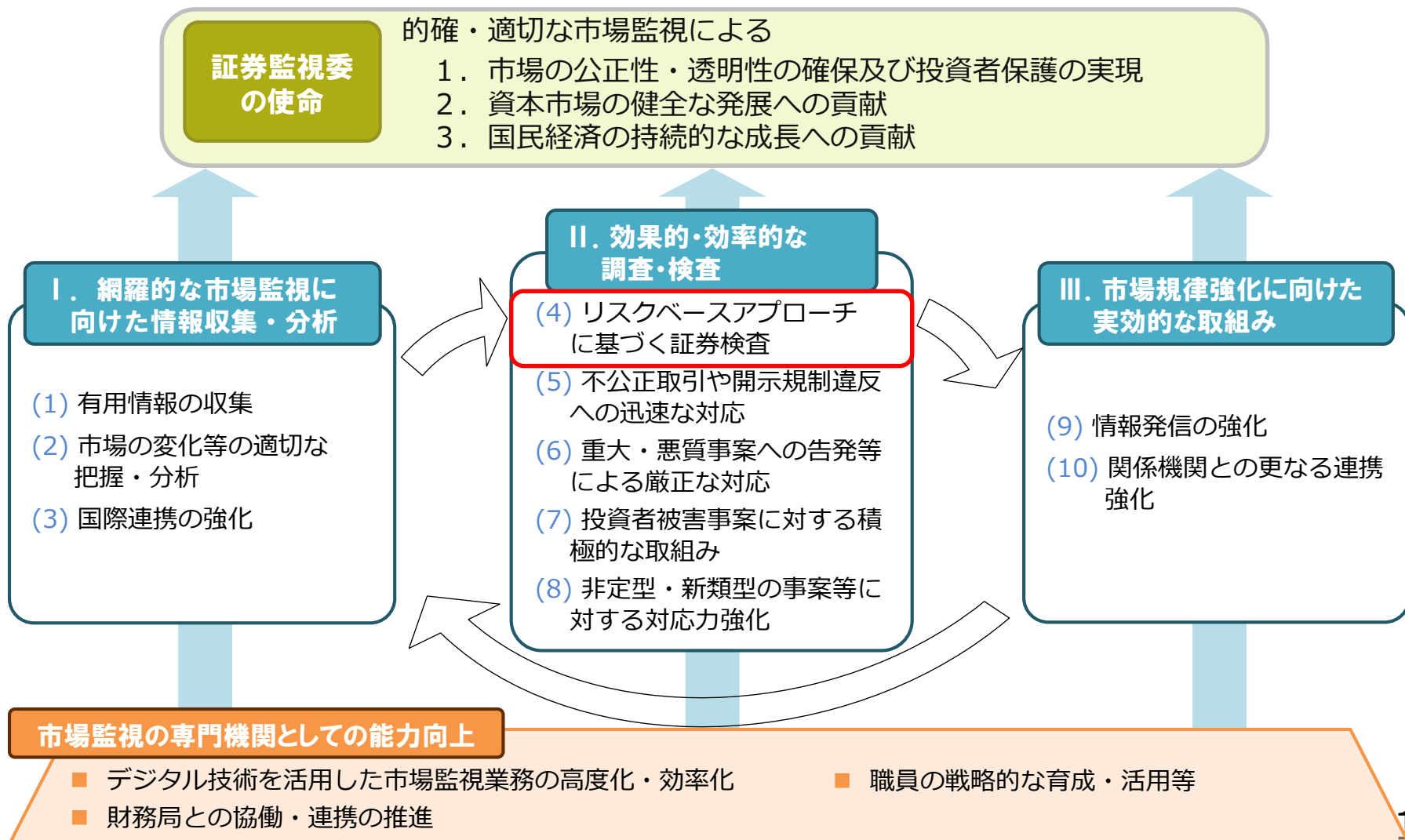
- ・ エンゲージメントを一層実効的なものとするため、金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」報告(2023年12月25日公表)による提言等を踏まえ、協働エンゲージメントの促進や実質株主の透明性確保に向けてスチュワードシップ・コードを見直すことが考えられる。併せて、上記課題での指摘について、議決権行使と対話は点と線の関係にあり、議決権行使(点)に至るまでの対話の過程(線)で、どのような対話をするのが重要かという意識をもつことが重要であり、その点も踏まえてスチュワードシップ・コードを見直すことが考えられる。その際、スチュワードシップ・コードの見直しに際し留意すべき点や、他に見直しが必要と考えられる点は何か。
- ・ また、一層実効的なエンゲージメントの実現に向けて、スチュワードシップ・コードの遵守状況をどのように確認していくべきか。

Ⅱ．証券取引等監視委員会の活動

証券取引等監視委員会 中期活動方針

(第11期：2023年～2025年)

～時代の変化に対応し、信頼される公正・透明な市場のために～



中期活動方針 具体的な施策(効果的・効率的な調査・検査)

Ⅱ. 効果的・効率的な調査・検査

(4) リスクベースアプローチに基づく証券検査

- 金融商品取引業者等について、監督部局や財務局等と連携しつつ、リスクベースで検査先を選定し、実質的に意味のある検証や問題点の指摘に努めます。問題が認められた場合、事案の全体像を把握し、その根本原因を究明することにより、自主的な改善の促進を通じて、再発防止・未然防止につなげます。

(5) 不公正取引や開示規制違反への迅速な対応

- 課徴金納付命令勧告を視野に入れた調査・検査の迅速な実施により、不公正取引や開示規制違反の実態を解明します。事案の全体像を把握し、根本原因を究明した上で、当事者等との深度ある議論を通じて、再発防止・未然防止につなげます。
- クロスボーダーの法令違反行為やグローバル企業の開示規制違反に対しては、海外当局と連携しつつ、事案の特質に応じた調査・検査を行います。

(6) 重大・悪質事案への告発等による厳正な対応

- 違反行為のうち重大で悪質なものについては、犯則調査の権限を行使し、厳正に対応します。その際、捜査・訴追当局や海外当局等の関係機関と連携し、実態の解明や責任追及を効果的にを行います。

株式会社ストックジャパンに対する検査結果に基づく勧告について (勧告日：2023.12.5)

検査対象

株式会社ストックジャパン（投資助言・代理業）

事案概要

○ 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為等

① 著しく事実に相違する表示のある広告をする行為等

当社は、自社ウェブサイト上の広告において、株の利益の見込みについて著しく事実に相違する表示を行ったほか、事実であるかのように装うため法定帳簿に虚偽の内容を記載するなどした。

② 著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為

当社は、自社ウェブサイトの推奨実績ページにおいて、顧客に売り推奨を行った日付及び株価ではなく、買い推奨後の最も高値を付けた日付及び株価（推奨後高値）、当該株価を元に計算した株価変動率を記載しているものの、その点について本件推奨実績ページには一切記載しておらず、あたかも推奨後高値が当社が顧客に売り推奨を行った日付及び株価であるかのように記載している。

③ 顧客に対し虚偽のことを告げる行為

当社は、投資顧問契約の締結の勧誘を行う際、当社助言商品の勧誘用ウェブサイトページに「本来の投資顧問料」を「割引後の価格」として記載した。

※ 2023年12月15日、関東財務局はストックジャパンに対して、新たな投資顧問契約の締結に係る業務停止命令（1ヶ月）及び業務改善命令を発出

株式会社あすなろに対する検査結果に基づく勧告について (勧告日：2024.5.24)

検査対象

- 株式会社あすなろ（投資助言・代理業）

事案概要

○ 顧客のため忠実に投資助言業務が行われていない状況

① 特定の顧客に対し、単発スポット銘柄（※）の配信前に銘柄情報を伝達し、売買等の助言を行う行為等

- 当社の投資助言業務統括者である甲部長は、2022年5月から2023年3月までの間に当社が配信した助言銘柄55銘柄のうち、少なくとも20銘柄について、特定の顧客に対し、一般の顧客への配信前に助言銘柄に係る売買の助言等を行っていた。

② 上記の行為を見過ごし、かつ、これを防止する態勢を構築していない状況

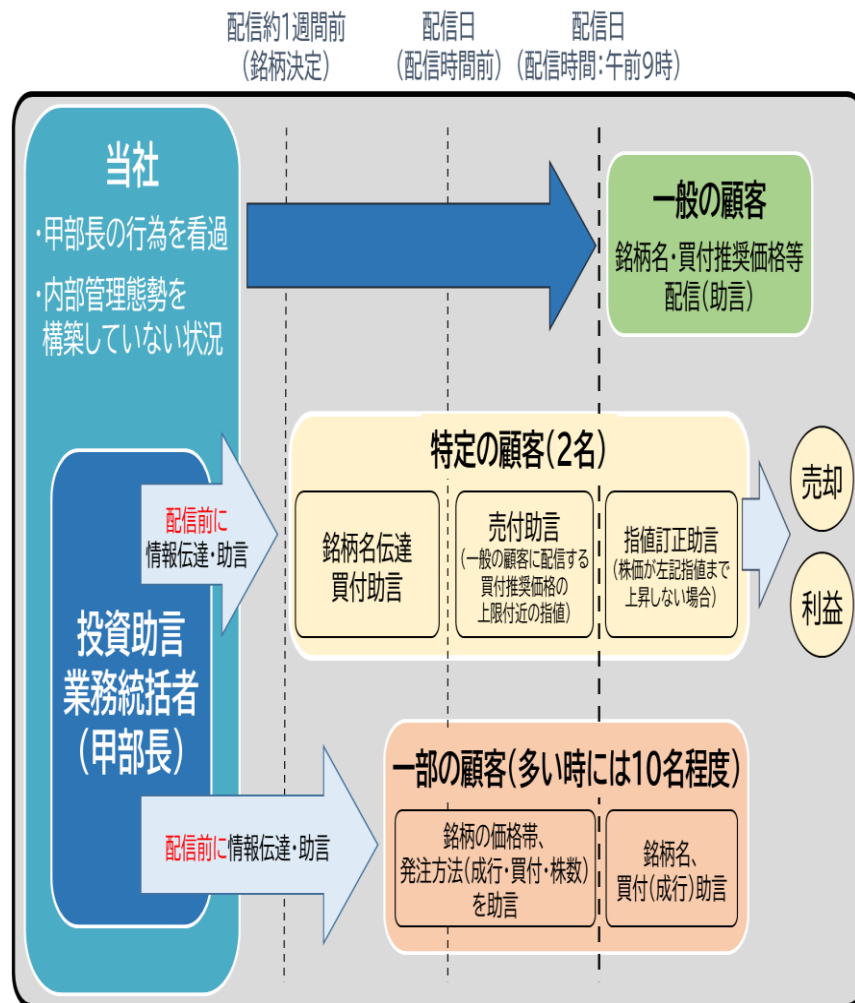
- 当社は、上記行為を防止するための内部管理態勢を構築していない状況であったため、甲部長の上記行為が、長期間にわたり、業務時間中に執務室の自席で行われていたにもかかわらず、これを見過ごしていた。

上記①及び②のような当社の業務運営の状況は、顧客のため忠実に投資助言業務を行っていない状況と認められる（忠実義務（金融商品取引法第41条第1項）違反）。

※当社は、原則週1回、上場株式1銘柄の買付けを推奨する投資助言（メール又は自社ウェブサイトにおいて配信）を行っており、その際配信される銘柄

本件事案の概要図

※説明のために簡略化しており、一部、デフォルメしている



最近の投資運用業者に対する検査の結果に基づく指摘の状況①

➤ 運用の外部委託管理態勢に係る不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社が運用するファンド・オブ・ファンズの商品特性等に応じた適切なモニタリングが行われていない状況が認められた。

➤ 投資一任報酬の減額に係る内部管理態勢の不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社は、投資一任報酬の減額に関するルールを定めておらず、当該減額が顧客に対する損失補てんや特別の利益提供に該当するか否かといった観点からの検証も行っていない上、減額の適切性等を判断するための証跡も入手していない状況が認められた。

➤ 利益相反管理に係る態勢不備〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社は、各ファンドマネージャーが組入れを行う有価証券の銘柄、単価、株数及び売買の別に係る予定が記載された情報に係るアクセス管理が適切に行われておらず、利益相反取引を防止する態勢が不十分な状況が認められた。

最近の投資運用業者に対する検査の結果に基づく指摘の状況②

➤ 投資法人が保有する物件に係る不適切な収益管理〔金商法第 42 条第 2 項〕

【検査結果の要旨】

当社が運用を行う投資法人が保有するホテル物件の大半は、当社のスポンサー関係者であるA社とその子会社（以下、A社等という）が賃借人及び運営管理会社となっているところ、A社等が運営管理している物件に関して、賃料算定の基礎となる GOP（業務粗利益）を適切に検証する態勢が構築されておらず、各物件で計上される費用項目の確認や検証等、物件の収益管理が適切に行われていなかった。

そのため、従来は賃借人であるA社等が負担していた本部経費が、2年以上にわたり、当社の認識のないまま費用計上され、投資法人が得る賃料収入が減少していた。また、当社は途中で費用の増額について認識したものの、増額された費用の正当性等について確認、検討を行わなかった。

➤ 投資法人が負担する費用に係る不適切な状況〔内部管理態勢不備に係る指摘〕

【検査結果の要旨】

当社は、投資法人が取得した物件について、取得前から空調設備が故障していたことを取得後に認識したものの、売買契約書を踏まえた売主の認識や工事費用の負担について、確認や協議を行わなかった。また、当社のコンプライアンス委員会において、当該工事費用の負担について疑念が示されていたにも関わらず、議論や説明が徹底されず、放置された状態となっていた。

さらに、当該物件の取得に際し、売買契約書に基づいて精算すべき修繕費用について、精算を看過し、本来売主が負担すべき費用を投資法人に負担させていた。

日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合の検討開始について

- 2024年1月、日本投資顧問業協会と投資信託協会が、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始める旨、公表。

2024年1月24日

令和6年1月24日

各 位

一般社団法人日本投資顧問業協会

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

当協会と一般社団法人投資信託協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以 上

各 位

一般社団法人投資信託協会

資産運用立国の実現に向けた今後の進め方について

本会と一般社団法人日本投資顧問業協会は、資産運用立国の実現に向けた様々な施策が示される中で、両協会会員の総意で採択した「資産運用業宣言2020」で掲げた資産運用会社の社会的使命や目指すべき姿を実現し、国民の皆様の資産形成に貢献するため、両協会の統合を軸に検討を始めることとしました。

以 上

情報発信

証券監視委ウェブサイトでは、報道発表資料のほか、各種事例集や「市場へのメッセージ」等を掲載

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/>



証券監視委X(旧Twitter)アカウント

✕ @SESC_JAPAN

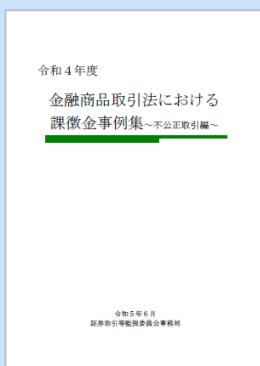


※ 当アカウントは、情報をお寄せいただく窓口ではございません。
当委員会あてに情報をお寄せいただく場合には、情報提供窓口をご利用ください。

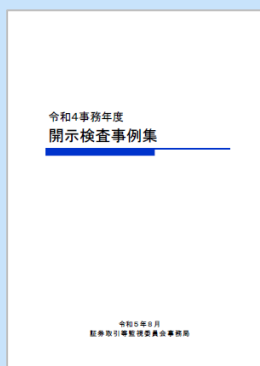
各種事例集

課徴金納付命令の勧告等を行った事例や、
証券モニタリングに係る取組みを通じて把握した
問題点等を紹介

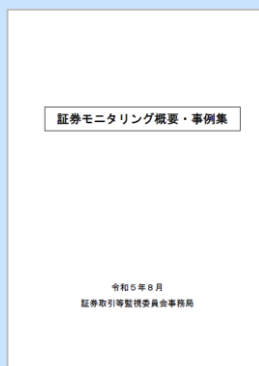
- ・ 課徴金事例集（不正取引編）、開示検査事例集：
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/jirei/index.html>
- ・ 証券モニタリング概要・事例集：
【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/kensa/shitekijirei.html>



課徴金事例集（不正取引編）



開示検査事例集



証券モニタリング概要・事例集

証券モニタリング基本方針

金融商品取引業者等に対するモニタリングの
基本的な取組方針及び主な検証事項をまとめたもの

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/houshin/index.html>



証券監視委の活動状況（年報）

証券監視委の1年間の活動状況を取りまとめたもの
（金融庁設置法第22条の規定に基づき毎年公表）

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/reports/reports.html>



市場へのメッセージ

最近の勧告・告発案件等について、
意義・特徴や発生原因、市場関係者や
投資家の皆様へのメッセージ等を盛り込んで紹介

・ 市場へのメッセージ：月1回程度更新

【URL】 <https://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.html>





ご清聴ありがとうございました。

